

保護者の方へ

・学校感染症と診断された場合、学校保健安全法施行規則により、出席停止となります。医師に確認した自宅療養期間等を、下記の報告書に保護者の方が記入して、登校時に学級担任に提出してください。

・なお、学校感染症の対象となる感染症の種類など詳細は、裏面「学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準」に記載しています。

---

## 学校感染症報告書

大阪府立交野高等学校 校長 宛

年 組 番 名前

---

診断名	
医療機関名	
医療機関電話番号	
医療機関受診日	令和 年 月 日 ( )
自宅療養期間	令和 年 月 日 ( ) ~ 令和 年 月 日 ( )
医師の指示事項	

上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

保護者署名

---

## 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

(学校保健安全法施行規則第18条19条)

下記の感染症にかかった場合には、出席停止となります。

登校する際には、学校感染症報告書を提出してください。

欠席の扱いにはなりません。

	感染症の種類	出席停止の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症翌日から5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	(注) 流行の状況に応じて出席停止とする場合がある。
	その他の感染症	

(注) 「その他の感染症」は直ちには出席停止とはならない。ただし、校内で流行が起こった場合には、発症した生徒を「出席停止」とすることがある。